

第百二十六回国会 衆議院 労働委員会 議 録 第十二号

平成五年五月十四日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 岡田 利春君

理事 愛野興一郎君

理事 古賀 正浩君

理事 長勢 基遠君

理事 永井 孝信君

理事 赤城 徳彦君

理事 岡崎 宏美君

理事 伏屋 修治君

理事 伊藤 英成君

理事 大野 功統君

理事 博司君

理事 岩田 順介君

理事 河上 覃雄君

理事 平田辰一郎君

理事 石田 祝稔君

理事 金子 満広君

出席政府委員

労働大臣 村上 正邦君

労働大臣官房長 七瀬 時雄君

労働大臣官房審議官 征矢 紀臣君

労働省婦人局長 松原 亘子君

委員外の出席者

労働委員会調査室長 下野 一則君

本日の会議に付した案件

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出第六十一号)

○岡田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。村上労働大臣。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

第一類第十二号 労働委員会議録第十二号

平成五年五月十四日

午前十一時五分散会

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

○村上労働大臣 ただいま議題となりました短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

短時間労働は、働く人、雇う側双方の希望に沿うものであることから、近年、その数は著しく増加しており、勤続年数の伸長、就業分野の拡大等も見られ、我が国の経済社会において重要な役割を果たしております。また、今後の中長期的な人手不足の傾向等を踏まえると、女性や高齢者が働きやすい短時間労働は、今後ますます重要な就業形態になるものと考えられます。

しかしながら、短時間労働者の就業をめぐる多様な就業意識や就業実態を踏まえた適切な雇用管理が行われていない等種々の問題点も指摘されており、また、短時間労働者も職業生活上の不安を抱えているところであります。

このような状況にかんがみ、短時間労働者の適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生者の充実その他の雇用管理の改善に関する措置等を講ずることにより、その能力を有効に発揮することができるようになり、もって短時間労働者の福祉の増進を図ることが重要な課題となっております。

政府といたしましては、このような課題に適切に対処するため、今後の短時間労働対策のあり方について検討いただいたパトタイム労働問題に関する研究会の報告を踏まえ、本法律案を作成し、婦人少年問題審議会及び中央職業安定審議会にお諮りした上、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、労働大臣が、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき短時間労働者対策基本方針を定めることとしております。

第二に、労働大臣が、事業主がその雇用する短時間労働者について講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるとともに、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができることとしております。

第三に、国、都道府県等は、短時間労働者等が職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、職業訓練の実施について特別の配慮をするとともに、短時間労働者として就職しようとする者に対し、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めることとしております。

第四に、労働大臣が、短時間労働援助センターを指定し、事業主等に対する給付金の支給、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項についての相談援助、短時間労働者に対する職業生活に関する事項についての相談援助等短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行わせることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしておりますが、短時間労働援助センターに関する部分は、平成六年四月一日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○岡田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

する施策の基本となるべき短時間労働者対策基本方針を定めることとしております。

第二に、労働大臣が、事業主がその雇用する短時間労働者について講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるとともに、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができることとしております。

第三に、国、都道府県等は、短時間労働者等が職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、職業訓練の実施について特別の配慮をするとともに、短時間労働者として就職しようとする者に対し、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めることとしております。

第四に、労働大臣が、短時間労働援助センターを指定し、事業主等に対する給付金の支給、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項についての相談援助、短時間労働者に対する職業生活に関する事項についての相談援助等短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行わせることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしておりますが、短時間労働援助センターに関する部分は、平成六年四月一日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○岡田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

に雇用される労働者にあつては、労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

(事業主等の責務)

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善(以下「雇用管理の改善等」という。)を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう努めるものとする。

2 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとする。

第二章 短時間労働者対策基本方針

第五条 労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針(以下この条において「短時間労働者対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 短時間労働者対策基本方針に定める事項は、

次のとおりとする。

一 短時間労働者の職業生活の動向に関する事項

二 短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、短時間労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 短時間労働者対策基本方針は、短時間労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

5 労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、短時間労働者対策基本方針の変更について準用する。

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置

(指針)

第六条 労働大臣は、第三条第一項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

2 前条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。

(指導及び助言)

第七条 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図る必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対し、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(短時間雇用管理者)

第八条 事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする。

第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置

(職業訓練の実施等)

第九条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他の関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。

(職業紹介の充実等)

第十条 国は、短時間労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適応することを容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第四章 短時間労働者援助センター

(指定等)

第十一条 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他の短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第十三条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が厳正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足り

る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、短時間労働者の雇用管理の改善等その他の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「短時間労働者援助センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 短時間労働者援助センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第十二条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限られ、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(業務)

第十三条 短時間労働者援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 短時間労働者の職業生活に関する調査研究を行うこと。

二 事業主その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習等を行うこと。

三 短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対して提供すること。

四 次条第一項に規定する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者

の雇用管理の改善等の援助を行うための業務
その他短時間労働者の福祉の増進を図るため
に必要な業務を行うこと。

(短時間労働援助センターによる短時間労働者
福祉事業関係業務の実施)

第十四条 労働大臣は、短時間労働援助センター
を指定したときは、短時間労働援助センターに
労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五
十号)第二十三条の労働福祉事業又は雇用保険
法(昭和四十九年法律第十六号)第六十四条の
雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当
するものに係る業務の全部又は一部を行わせる
ものとする。

一 短時間労働者を雇用する事業主又はその事
業主の団体に対して支給する給付金であつ
て、労働省令で定めるものを支給すること。
二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する
技術的事項について、事業主その他の関係者
に対して相談その他の援助を行うこと。
三 短時間労働者に対して、その職業生活に関
する事項について相談その他の援助を行うこ
と。

四 短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇
用管理の改善等に関する事項を管理する者に
対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者
の雇用管理の改善等を促進するために必要な
事業その他短時間労働者の福祉の増進を図る
ために必要な業務を行うこと。

2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補
償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四
条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額
は、労働省令で定めなければならない。

3 短時間労働援助センターは、第一項に規定す
る業務(以下「短時間労働者福祉事業関係業務」
という。)の全部又は一部を開始する際、当該業
務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当
該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け
出なければならない。短時間労働援助センター

が当該業務を行う事務所の所在地を変更しよう
とするときは、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により短時間労働
援助センターに行わせる短時間労働者福祉事業
関係業務の種類及び前項の規定による届出に係
る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十五条 短時間労働援助センターは、短時間労
働者福祉事業関係業務を行うときは、当該業務
の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以
下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認
可を受けなければならない。これを変更しよう
とするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短
時間労働者福祉事業関係業務の適正かつ確実な
実施上不適当となつたと認めるときは、その業
務規程を変更すべきことを命ずることができ
る。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定
める。

(短時間労働者福祉事業関係給付金の支給に係
る労働大臣の認可)

第十六条 短時間労働援助センターは、短時間労
働者福祉事業関係業務のうち第十四条第一項第
一号に係る業務(次条及び第二十三条において
「給付金業務」という。)を行う場合において、自
ら第十四条第二項に規定する労働者災害補償保
険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規
定に基づく給付金の支給を受けようとするとき
は、労働省令で定めるところにより、労働大臣
の認可を受けなければならない。

(報告)
第十七条 短時間労働援助センターは、給付金業
務を行う場合において当該業務に関し必要があ
ると認めるときは、事業主に対し、必要な事項
について報告を求めることができる。

(事業計画等)
第十八条 短時間労働援助センターは、毎事業年
度、労働省令で定めるところにより、事業計画

書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を
受けなければならない。これを変更しようとし
るときも、同様とする。

2 短時間労働援助センターは、労働省令で定め
るところにより、毎事業年度終了後、事業報告
書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作
成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなけ
ればならない。

(区分経理)

第十九条 短時間労働援助センターは、短時間労
働者福祉事業関係業務を行う場合には、短時間
労働者福祉事業関係業務に係る経理とその他の
業務に係る経理とを区分して整理しなければな
らない。

(交付金)

第二十条 国は、予算の範囲内において、短時間
労働援助センターに対し、短時間労働者福祉事
業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当
する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第二十一条 この章に定めるもののほか、短時間
労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係
業務を行う場合における短時間労働援助センタ
ーの財務及び会計に關し必要な事項は、労働省
令で定める。

(役員を選任及び解任)

第二十二条 短時間労働援助センターの役員を選
任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ
ない。その効力を生じない。

2 短時間労働援助センターの役員が、この章の
規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)に
若しくは第十五条第一項の規定により認可を受
けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は
第十三条に規程する業務に關し著しく不適当な
行為をしたときは、労働大臣は、短時間労働援
助センターに対し、その役員を解任すべきこと
を命ずることができる。

(役員及び職員公務員たる性質)
第二十三条 給付金業務に従事する短時間労働援

助センターの役員及び職員は、刑法明治四十
年法律第四十五号)その他の罰則の適用につい
ては、法令により公務に従事する職員とみな
す。

(報告及び検査)

第二十四条 労働大臣は、第十三条に規定する業
務の適正な運営を確保するために必要限度に
おいて、短時間労働援助センターに対し、同条
に規定する業務若しくは資産の状況に關し必要
な報告をさせ、又は所属の職員に、短時間労働
援助センターの事務所に立ち入り、業務の状況
若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させる
ことができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し
なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはなら
ない。

(監督命令)

第二十五条 労働大臣は、この章の規定を施行す
るために必要限度において、短時間労働援助
センターに対し、第十三条に規定する業務に關
し監督上必要な命令をすることができ、

(指定の取消し等)

第二十六条 労働大臣は、短時間労働援助センタ
ーが次の各号のいずれかに該当するときは、第
十一条第一項の規定による指定(以下「指定」と
いう。)を取り消し、又は期間を定めて第十三条
に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命
ずることができる。

一 第十三条に規定する業務を適正かつ確実に
実施することができないと認められるとき。
二 指定に關し不正の行為があつたとき。
三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若
しくは処分違反したとき。

四 第十二条第一項の条件に違反したとき。
五 第十五条第一項の規定により認可を受けた
業務規程によらないで短時間労働者福祉事業

関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第二十七条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

(聴聞)

第二十八条 労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

一 第二十二條第二項の規定による役員の解任命令

二 第二十六條第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第五章 雑則

(雇い管理の改善等の研究等)

第二十九条 労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた雇い管理の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇い管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(適用除外)

第三十条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員については、適用しない。

(罰則)

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第三十三条 第十六條の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした短時間労働援助センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定及び第三十一条から第三十三条までの規定並びに次条の規定及び附則第三條の規定(労働省設置法(昭和二十

四年法律第六十二号)第四條第三號の改正規定及び同法第五條第四號の次に一号を加える改正規定に限る。は、平成六年四月一日から施行する。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十七の次に次の一号を加える。

二十の十八 短時間労働者の雇い管理の改善等に関する法律(平成五年法律第 号)

(労働省設置法の一部改正)

第三条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本障害者雇用促進協会」の下に、「短時間労働援助センター」を加える。

第四條第三十六號の次に次の一号を加える。

三十六の二 短時間労働者対策基本方針を定めることその他短時間労働者の雇い管理の改善等に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

第五條第四號の次に次の一号を加える。

四の二 短時間労働者の雇い管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働援助センターを指定し、及びこれに対し、認可その他の監督を行うこと。

第五條第四十一號の次に次の一号を加える。

四十一の二 短時間労働者の雇い管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働者対策基本方針を定めること。

理由

短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようになるため、短時間労働者対策基本方針を定めるとともに、短時間労働者の雇い管理の改善等の適切かつ有効な実施を図るための措置を講ずるほか、労働大臣が公益法人を短時間労働援助センターと

して指定することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。